

平成 28 年 6 月 6 日

保護者様

大阪市立淀川中学校

校長 三上 和正

就学援助申請の審査結果に伴うお知らせ

平成 28 年度（2016 年度）就学援助申請の審査結果について、大阪市教育局よりご自宅へ通知が届いていることと思います。認定されましたことに伴い、就学援助の支給・徴収金の取り扱い等について次のとおりお知らせいたします。

今後、支給時期等のお知らせは配付いたしませんので、このお知らせは大切に保管してください。

1. 就学援助費の支給について

支給予定日	生徒費	給食費	その他費目
平成 28 年 7 月 4 日	5 月分 【注①】	5 月分 【注②】	入学準備補助金（1 年生）【注③】
平成 28 年 10 月 5 日	6. 7 月分		修学旅行費（3 年生） ※実費のみ、 一泊移住費（2 年生） //
【注①】 支給額… 2 年：7,000 円 3 年：7,000 円 ※未納の場合は生徒費へ充当しますので、支給はありません。 ※1 年生は 6 月から生徒費徴収のため、支給はありません。 【注②】 納入済み額の 1/2 の額が支給されます。 【注③】 入学準備補助金は「入学準備学用品等申出書」に記載された金額のうち 23,550 円を限度として支給されます。「入学準備学用品等購入申出書」が未提出の場合は、提出され次第支給します。			

2. 学校徴収金等の取り扱いについて

- 生徒費 … 引き続き徴収いたします。ただし、未納となった場合は 10 月に支給予定の就学援助費より充当します。
- 積立金 … 3 年生時の修学旅行に向けて事前に資金準備が必要となりますので引き続き徴収いたします。
- PTA 会費 … 就学援助の支給対象外ですので、徴収いたします。

3. 給食費の取り扱いについて

就学援助から 1/2 が支給されますので、6 月分からの毎月の納入額は、配布済の「給食費額決定通知書」に記載の額の半額となります。

※今後 喫食日数に変更された場合は、年度途中に「給食費額決定通知書（変更）」をお渡しますが、そちらには通常単価の 1 食 300 円で計算された金額が記載されています。金額欄については半額に読み替えてご覧いただきますようお願いいたします。

生活保護法による教育扶助を受給されている家庭につきましては、援助内容は医療券交付、日本スポーツ振興センター掛金免除、3 年生 修学旅行費支給のみとなります。